

小郡市市制施行 50 周年記念事業ロゴマークに関する取扱要領

1 趣旨

小郡市市制施行 50 周年記念事業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）は、市制施行 50 周年という大きな節目を、市民をはじめとする様々な関係者と共に祝うことで、ふるさとへの誇りと愛着を深めるとともに、市の良さ・特長を再認識し、市内外に発信することで、市の認知度・存在感を高めることを目的として作成したものです。本趣旨に沿うものであれば、基本的にどなたでも使用することができます。

2 使用対象者

ロゴマークの使用対象者は、趣旨に賛同して実施する事業の実施に際し、本取扱要領に沿った手続を行う個人、企業及び団体とします。

3 使用する際の手続

- (1) ロゴマークを使用する際は、小郡市経営政策部経営戦略課に「小郡市市制施行 50 周年記念事業ロゴマーク使用届出書」（以下「届出書」という。）を提出してください。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、届出書の提出は不要です。
 - ① 市が使用するとき。
 - ② 市との共催事業で使用するとき。
 - ③ 国、県その他の公共団体が広報の目的で使用するとき。
 - ④ 報道機関が報道又は広報のために使用するとき。
 - ⑤ その他市長が特に認めたとき。
- (3) 届出書は、次のいずれかの方法で小郡市経営政策部経営戦略課に提出してください。
 - ① インターネット（市ホームページ入力フォームから）
 - ② メール（送付先：hisho@city.ogori.lg.jp）
 - ③ 直接持参（持参先：小郡市役所本館 2 階 経営戦略課秘書係）
 - ④ 郵送（送付先：〒838-0198 小郡市小郡 255-1 小郡市経営戦略課秘書係）
- (4) 届出書の提出後、ロゴマークデータについては、届出者宛にメールで送付します。届出者は別図に示すロゴマークデータを無料で使用することができます。なお、ロゴマークを使用する際に、マークの一部変形等の加工及び指定色（カラー又は白黒）以外の使用は禁止します。
- (5) ロゴマークは、届出書の提出があっても次の要件に該当するものは使用できません。
 - ① 市の品位を傷つけるおそれがあるもの
 - ② 法令又は公序良俗に反するおそれがあるもの
 - ③ 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用するおそれがあるもの
 - ④ 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与えるおそれがあるもの
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、小郡市長が不適當と認めるもの

4 使用期間

ロゴマークを使用できる期間は、小郡市経営政策部経営戦略課が届出書を受理し、ロゴデータをお渡しした日から令和5年3月31日までとします。

5 責任の制限

ロゴマークの使用によって使用者に損害が生じた場合、及び第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、市は損害賠償、損失補償その他一切の責任を負わないものとします。

6 権利の帰属

ロゴマークの一切の権利は、小郡市に帰属します。

7 個人情報の取扱い

- (1) 本取扱要領に基づき収集した個人情報については、ロゴマーク使用の取扱いに関する事務以外の用途では使用しないものとします。
- (2) ロゴマークの使用で届出のあった「法人・団体の名称（届出者が個人の場合は、届出者名は公表対象外となります。）」、「事業（イベント）名」、「事業目的・概要」については、小郡市ホームページ及び小郡市市制施行50周年記念事業の報告の中で公表する場合があります。ロゴマーク使用の届出があり、特段の申出がない場合には、この取扱いに同意したものとみなします。

別図 小郡市市制施行50周年記念事業ロゴマーク

カラー

白黒

